13　租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第六項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二とする。

第十七条の二の三第六項各号中「前二条」を「前条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の二の三第七項中「第十七条の二第六項」を「前条第六項」に、「第十七条の二の三第一項」を「次条第一項」に改め、同条第八項中「第十七条の二第十一項」を「前条第十一項」に、「第十七条の二の三第二項」を「次条第二項」に改め、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」を「第十七条の二の二第二項」に改め、同条を第十七条の二の二とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の三の二第一項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第四十二条の四」の下に「から第四十二条の五まで」を加え、同項の表の第二号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額　百分の十五

ロ　イに掲げる給与等の額以外の給与等の額　百分の九

第十七条の三の二第三項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「前二条」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4　第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者（同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。）に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十七条の三の二第七項を同条第八項とし、同条第六項中「おける税額控除特例規定」の下に「（租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。）」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「第十七条の三の二」を「第十七条の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　税務署長は、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書等の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十七条の三の二を第十七条の三とする。

第十七条の三の三第二項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「第十七条の二及び第十七条の二の二」に改め、同項第四号中「前二条」を「前条」に改め、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の三の三第三項中「第十七条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に、「同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「第十七条の三の三第一項」を「同条第四項中「同項の各号の第三欄に掲げる雇用者」とあるのは「次条第一項」に改め、「同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と」を削り、同条第四項中「第十七条の三の三第一項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条第五項中「第十七条の三の三」を「第十七条の三の二」に改め、同条を第十七条の三の二とする。

第十七条の四第一項中「、第十七条の二の三第二項及び第三項」を削り、「前三条の規定」を「前二条の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の」を削り、「第十七条の三の三第一項の規定を」を「第十七条の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「震災特例法第十七条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を「当該政令で定める規定にあつては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の二の二第三項又は第十七条の二の三第三項」を「又は第十七条の二の二第三項」に、「第十七条の二の二第四項又は第十七条の二の三第四項」を「又は第十七条の二の二第四項」に改める。

第十七条の五を削る。

第十七条の四の二第一項中「、震災特例法第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定」を削り、「震災特例法第十七条の三の三第一項の規定」を「震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定」に改め、「百分の二十」の下に「（震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定にあつては、政令で定める割合）とする。」を加え、「、震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する百分の二十に相当する金額」を削り、「第十七条の三の二第一項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の三第一項後段」を「第十七条の三の二第一項後段」に、「金額」を「金額又は震災特例法第十七条の五第一項第五号に掲げる規定に係るこれらの金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定